

第17回「歴史認識と東アジアの平和」フォーラム・広島会議  
2018年11月23日  
第2セッション「核被害と戦争のない世界をどう実現するか」  
**核兵器禁止条約を北東アジア非核化に生かせ**  
川崎哲\*

### 北東アジア冷戦終結への好機

今年、韓国文在寅政権の外交イニシアティブが功を奏して、4月の南北板門店宣言そして6月の米朝シンガポール・セントーサ合意によって、朝鮮半島の平和と非核化への歴史的な合意が築かれました。朝鮮戦争を終わらせ朝鮮半島を完全に非核化することに、3国の首脳がそれぞれ合意したのです。私たちは、北東アジアの冷戦を終わらせる歴史的な好機をえました。約30年前に米ソ間の冷戦が終結したさい、両国は大胆な核軍縮プロセスを進めました。同様に今日、ここ北東アジアにおいて、冷戦終結を実体化させる本格的な軍縮プロセスを始めなければなりません。朝鮮半島の完全な非核化は、そのための第一歩です。

しかし、セントーサ合意以降、その履行に向けた米朝の取り組みは足踏みをしたままです。逆に、数々の不安要素が持ち上がっています。米国によるイラン核合意からの離脱と制裁再開、また、中距離核戦力（INF）全廃条約の破棄は、米国が国際法や国際合意を軽視するばかりでなく、ときに破壊するということを示しています。それは、朝鮮半島の合意の行方にも暗い影を落としています。

朝鮮半島の平和のための具体的な措置はとられておらず、北朝鮮は未だに核兵器計画を維持していると報道されています。こうしたなか日本では、朝鮮半島非核化に対する悲観論が支配的です。日本政府は、これまで通りの軍事的な抑止力と制裁を維持するという立場を変えておらず、平和と非核化の交渉に向けて非協力的な姿勢のままです。

私たち市民社会は、こうした困難を乗り越えながら、今年前半に生まれた歴史的な好機を生かし、北東アジアの新時代に向けて大きなビジョンを提起し、行動をしていかなければなりません。

### 核兵器禁止条約を生かす

昨年7月、核兵器禁止条約が国連で122カ国の賛成により採択されました。この条約は、広島・長崎の被爆者や世界各地の核実験の被害者らが体験した「受け入れがたい苦痛」をふまえ、核兵器を非人道兵器と断じて、その開発、保有、使用、使用の威嚇、配備ならびにこれらの行為を援助・奨励することを全面的に禁止した条約です。この条約の成立には、オーストリアやメキシコなどの諸国政府や赤十字国際委員会とともに、世界的な市民運動が大きな役割を果たしました。核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）は、その貢献が評価され昨年のノーベル平和賞受賞という光栄に与り、被爆者や世界中の核被害者らと共にこれを祝福しました。

核兵器禁止条約には今日までに69カ国が署名、19カ国が批准しています。この条約は50カ国が批准した後に発効します。ICANは今、来年内にこの条約を発効させるために各国に署名・批准を働きかけています。2020年には、核不拡散条約（NPT）再検討会議と並んで、核兵器禁止条約の第一回締約国会議が開催される可能性が十分にあります。

---

\* かわさき・あきら。ピースボート共同代表、核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）国際運営委員  
[pbglobal@peaceboat.gr.jp](mailto:pbglobal@peaceboat.gr.jp)

核兵器をグローバルに禁止したこの条約は、朝鮮半島そして北東アジアの地域における非核化と平和にも活用することができます。ICANは今年6月の米朝首脳会談の際、シンガポールで米朝をはじめとする地域関係諸国に対して提言を発表しました。ICANの提案は、「5つのR」を含む朝鮮半島非核化への5段階の道筋です。

第一に、核兵器がもたらす受け入れがたい人道上の結末とリスクを認識（Recognize）することです。米朝ほか関係国は、何万人という韓国・朝鮮人被爆者を含む広島・長崎の生存者の声を聞くべきです。

第二に、核兵器禁止条約に署名・批准し核兵器を拒否（Reject）することです。これは北朝鮮だけではなく、韓国も行うべき課題です。

第三に、核兵器を検証可能で不可逆的な計画のもとで除去（Remove）することです。ここではまず国際原子力機関（IAEA）が主たる役割を担うことになります。

第四に、包括的核実験禁止条約（CTBT）を批准（Ratify）することです。これは、米朝双方の課題です。ウィーンのCTBT機関（CTBTO）は、実験場廃棄に対する支援の用意を表明しており、これを積極的に活用すべきです。なお、北朝鮮の核実験場廃棄の一環として、核実験による環境への影響や人体の被害に関する調査も欠かせません。

第五に、NPTと国際社会に復帰（Rejoin）することです。北朝鮮は、核兵器禁止条約の下で非核化を果たしたならば、当然NPTに非核兵器国として復帰すべきです。こうして同国は、非核化と引き替えに国際社会で地位をえて経済発展を享受できることとなります。しかし同時に、米国もまたNPT第6条にしたがった軍縮義務を果たさなければなりません。トランプ政権が「核態勢見直し」のなかで打ち出した、「使いやすい」小型核の開発路線は、核軍縮義務に反し、軍拡競争を助長する危険性をはらんでいます。

## 朝韓日3カ国による核兵器禁止条約への加入

日本や韓国の市民社会は、朝鮮半島の核の脅威を終わらせ、北東アジアに非核兵器地帯を作るという構想を長く提唱してきました。今日、核兵器禁止条約が成立したことを受けて、北朝鮮、韓国、日本の3カ国が一斉に核兵器禁止条約に加入することによって、北東アジア非核化という目標の土台を築くことができます。

核兵器禁止条約は、核兵器を保有する国が核兵器の廃棄を決定したならば、適切な申告を行い、国際機関による監視・検証の下で、すべての核兵器と核兵器計画を一定の時間枠の中で不可逆的な形で廃棄することを定めています。これらの条項は、かつて核兵器を製造したもののアパルトヘイト廃止と共に核兵器を完全廃棄した南アフリカの経験に基づき、それをさらに強化したものです。

これらの定めは、北朝鮮の完全な非核化の達成のために、大いに活用できます。核兵器禁止条約には、核廃棄の検証措置の基本的なあり方が定められており、その実務的な詳細は今後始まる同条約の締約国会議にゆだねられています。

一方で、韓国と日本が核兵器禁止条約に加入すれば、両国は第一に、自国領内（米軍基地を含みます）に核兵器が置かれていないことを法的拘束力のある形で担保することになります。第二に、両国は、いかなる場合も核兵器の使用を援助・奨励しないという法的義務を負います。すなわち、韓国と日本は米国との軍事同盟関係にありますが、米国が核兵器を使用することについては決して援助・奨励しないと約束することになります。これらは、この地域における核リスクを低減させるとともに、北朝鮮の観点からいっても安全保障上の利益となり核兵器維持の正当化理由を失わせるものです。

## 日本の憲法との関係

日本の場合、核兵器を作らない、持たない、持ち込ませないという非核三原則が「国是」として説明されていますが、それは憲法上明記されていませんし、法的拘束力はありません。歴代日本政府の解釈によれば、憲法9条の下でも「必要最小限度の範囲内」であれば、核兵器の保有や使用は、理論的には憲法に違反しない、しかし非核三原則があるので「政策的に」核兵器を保有しないという選択をしていると説明されています。さらに、核兵器搭載艦船の通過・寄港は黙認するという密約が米政府との間で今も生きています。日本では「核の再配備」に関心を示す政治家の発言が後を絶ちません。こうした危険性を取り除くために、日本が核兵器禁止条約に加入して、その非核地位を国際法上の義務とすることが重要です。

今日、安倍晋三氏が率いる日本の与党・自民党は、憲法9条改定を目標に掲げて突き進んでいます。同党はかつては、憲法9条の平和主義に公然と変更を加えて国軍を創設するという提案を行っていました。しかし今日では、現在の憲法9条1項、2項を残したまま新たに自衛隊について追記するという提案を行っています。これは一見、穏健な提案にみえますが、憲法に自衛隊について定めるといふのであれば、そこでいう「自衛」とはどのような範囲なのかが厳しく問われなければなりません。そうでなければ、日本の軍事化への歯止めを失わせることになりかねません。

### いかなる国にも核兵器は許されない

国家が発動できる軍事力に対して相互的な歯止めをかけていくということが、地域安全保障の考え方です。そして国際人道法は、国家が選ぶことができる戦闘の手段は無制限ではないとしており、核兵器禁止条約の前文はそのことを明記しています。核兵器は、本質的に無差別で非人道的なものであるから兵器として許される限度を越えているというのが、核兵器禁止の論理です。国際社会が北朝鮮に核兵器の放棄を迫るときの論理は、北朝鮮が悪い国だからではなく、核兵器が悪い兵器だからということではなりません。

一方で北朝鮮に対して完全な非核化を迫りながら、他方で韓国や日本が、自分たちが米国の核兵器に頼ることは正当化だと主張していたならば、どうなるでしょうか。そのような非核化の交渉は成立しえないし、そのような合意は持続しえません。

核抑止力を正当化する議論は、伝染するのです。ある国の核抑止力を正当化するならば、他の国が追随することを防げません。かくして世界は核だらけになり、恐怖の均衡の中で生きることを私たちは余儀なくされます。しかしそのような安定は、持続可能ではありません。

国家の自衛や生存のためといえども、核兵器は絶対に許されない。そのような規範を確立することが、北東アジアに脱冷戦の平和秩序を築くために必要不可欠です。核兵器禁止条約を基軸にしつつ、複数の国際条約や協定を組み合わせ、北東アジアに公正で透明な非核平和の法的枠組みを形成していくこと。それが、板門店宣言やセントーサ合意によって約束された目標を現実のものとし、持続させるための道筋です。

しかし、米国のトランプ政権が国際法を基軸とする考え方そのものから離脱して一国行動主義に傾斜していることは、大きな不安定要素です。たとえば米国政府は、国連総会における核軍縮の議論において、北朝鮮のこれまでの核実験を非難しつつも、北朝鮮にCTBTに署名・批准を求めることには反対しています。CTBTに言及すると、米国自身も批准を求められてしまうという身勝手な理由からです。核実験をもう行わないと表明した北朝鮮に対して、私たちはCTBTに即時に署名・批准することを求め、同時に、米国と中国にもCTBT批准を強く求めていかなければなりません。

北東アジア非核化のプロセスには、中国の積極的な関与が欠かせません。今日の世界に

は、中国が参加する核軍縮のための法的また政治的な枠組みは存在しません。中国における核兵器の近代化や増強が懸念されるなか、核軍縮に向けた地域的な対話と枠組みが必要です。中国は、核兵器の先制不使用政策を公言しているわけですから、まずは、核兵器が使用できない態勢にあることを透明性の高い形で説明する政策をとることを求めたいと思います。

### 核兵器廃絶は国家よりも人類的な課題

私たちが非核化を唱えるのは、単に、懸念国家たる北朝鮮を封じ込めるためではありません。核兵器がもたらす、人間性を完全否定する凄惨な結末を想起し、そのような恐怖の均衡によってこの地域を安定化させようといういかなる冒険をも排除するためです。このような自殺的で破滅的な道具に頼ることが平和であるなどというのは、空想的観念であり、道徳的退廃であり、文明への挑戦です。

核兵器は非人道的であり許されないという訴えは、人類共通の普遍的なメッセージです。広島・長崎の物語は、国家主義的対立を煽る道具に使われてはなりません。

最近、韓国の人気ユニットが原爆のキノコ雲をあしらったTシャツを着ていたことが、ネットやメディア上で大きな議論の的となりました。所属事務所は、被爆者らを傷つける意図はなかったとして謝罪し、これに対して被爆者団体（日本被団協）は「私たちの目標は、人類は核兵器と共存できないという理解を広げ、世界から核兵器を廃絶することだ」として、理解のための対話の継続を求めています。

この問題をめぐる日韓のネットやメディア上の応酬は、広島・長崎が「日本の被害」のシンボルとして矮小化されてしまうことの危険性を示しました。原爆のキノコ雲をデザインとするTシャツは、原爆被害を軽んずる表現であり、看過できない問題をはらんでいることはいうまでもありません。しかしそれが「韓国対日本」という枠組みの中で「日本への侮辱」というような観点から語られると、議論は不必要に国家主義的な様相を帯び、原爆の非人道性という問題の本質からずれてしまいます。それと同時に指摘しなければならないのは、かつての植民地支配や侵略戦争という「日本の加害」が、深刻な非人道的被害をもたらした原爆の問題を相殺したり、正当化したりするようなことがあってはならないということです。

広島・長崎への原爆投下から73年が経ち、直接の体験者たちが核兵器の非人道性を万人に対し説得力をもって語れる時代は終わろうとしています。原爆の惨禍の記憶が国家主義的な物語として矮小化されていくことに対して、私たちは危機感をもって取り組み、これを防いでいかねばなりません。核兵器問題は、日本の問題ではなく、人類の問題です。核兵器禁止条約は、そのことを普遍的に定めた国際法規です。被爆者らの遺産ともいえるこの条約を世界に普及しくことが、私たちの共通の責任です。

今日、私が所属するピースボートや、広島・長崎を含む多くの日本の市民団体が、核兵器の非人道性を普遍的な理解とするための取り組みを進めています。若い世代が、そのような活動に積極的に参加しています。韓国や中国からも、こうした活動に呼応する取り組みが出てくることを期待したいと思います。そのような若い世代こそが、脱冷戦の北東アジア新時代の担い手となるでしょう。

ご静聴ありがとうございました。